

款約約契又一

リース契約 第1条 申込者（契約成立後はリース賃借人。以下「甲」といふ。）は、東京ガスリース株式会社（以下「乙」という。）と、乙の個人情報取扱規程およびリース契約約款（以下「本約款」とする。）を了承し、かつ本約款を契約の内容とするに申合意するとともに、次の各号をすべて満たすことを条件に申受けます。（1）物件を設置する場所において、リース物件借受日には東京ガス株式会社（以下「物件借受証」という。）に記載の物件借用契約を締結していること。（2）甲が現在居住し、かつ借りて物件を用達として物件を設置すること。（3）家庭用の用達として物件を設置すること。

乙は、表記のリース物件（以下「物件」という。）を売主か購入し、表記の取扱店（以下「取扱店」という。）が物件の交付を行ったうえで、甲にリースし、甲はこれを借り受けます。本契約は甲が第1項の申込みを行い、乙が甲の支払能力に付する信託調査等の手続を行ない、その旨を取扱店に発信したときには成立します。ただし、甲が第1項各号の一箇に該当する場合、乙は本契約成立後に判明した場合、乙は取り消すことができます。

（物件の保険）

第7条 乙は、リース期間中（再リース期間を除く）、物件に付保します。
2 甲は、物件にかかる保険事故が発生した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに関する書類を乙に提出します。
3 前項の保険金は乙が受領し、甲が損傷した物の修理費用相当額を甲に支払います。

第8条 甲は、乙から甲へ物件が引渡されたときから一リース期間満了までの間、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って物を使用および保管するものとし、乙の書面による事前の改修、加算等を除く場合は、乙の所有権を侵害するものとします。

(1)物件への譲渡、担保設定すること。
(2)物件の第三者への譲渡、転貸すること。
(3)物件を第3者に譲渡または表記設置先住所から移設すること。

第9条 甲は、乙の占有の移転、または表記設置先住所を主張し、保全処分があるときは、甲はこれを主張かつ証明せねばなりません。

第10条 第三者が物件について権利を侵害する場合、甲はこれを主張し、乙の所有権を侵害する場合、甲はこれを主張せねばなりません。

第11条 第三者との契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張する場合、甲はこれを主張せねばなりません。

物件の使用状況等の調査) 第10条 甲は、乙が物件の使用状況、保管状況などを調査するときは、遅滞なくその旨を書面により乙に通知します。次に各号の一につき、(1)氏名もしくは名称または商号を変更したとき。(2)住所を変更したとき。(3)代表者を変更したとき。(4)次条第1項第3号の滅失、損傷もしくは毀損したとき。(5)物件が設置されたとき。(6)物件が移転したとき。(7)補助開始、保佐開始もしくは見監開始されたとき。(8)その他が発生したとき。(9)建物の所有権が移転したとき。(10)土地もしくは建物の使用できない事態が発生したとき。(11)建物の所有権が消滅したとき。(12)物件が登記されたとき。(13)物件が競売に付されたとき。(14)物件が賃貸されたとき。(15)物件が抵当権の範囲内に登記されたとき。(16)物件が競売に付されたとき。(17)物件が賃貸されたとき。(18)物件が抵当権の範囲内に登記されたとき。

(第12条以下、3. お客様さまの裏面に続く)

は現状有姿のまま中央前項のままである。甲子年秋の件を元手物統件の所を移転いたします。

(第1条から第11条は 1 沢谷ささき謹書に記載)

卷之三

（物件の返還）
6 甲は、第1項各号に規定する取巻え、再リースまでに手続きを行つ
ることを選びた場合、乙は、甲が買取りを選択したときの手続きを述べ
ません。6 甲は、第1項各号において、乙の定める期間までに手続きを行つ
ることを選びた場合、乙は、甲が買取りを選択したときの手続きを述べ
ません。6 甲は、再リース契約の更新は1回を上限とします。（6）甲は、
再リース契約を中途解約する場合は、一部返還を受けることはでき
ません。（7）前各号以外の条件は、本契約と同条件といたします。

第12条 甲が、次の各号の一つにでも該當したときは、甲は、乙からのお通知および催告を要しないで、当然に本契約に基ちに乙に支拂期限の利益を失うものとし、残存リース料の支払いを二回以上怠った場合は、甲が、(1)税込み月額リース料の滞納処分または会社更生その他の債務整理・(2)本契約の条項の一つにでも該當しても正されないととき。(3)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは民事再生、破産手続を受けると認められたとき。(4)借用状態が悪化し、(5)連帯保証人が第3号に該当したとき。甲がこれを前項の支払いをしていないときは、乙は、甲がこれを前項のみで本契約を解除したことになります。甲は、乙に本契約を解除したときは、甲が乙にことを請けます。

第13条 甲は、リース料その他本契約に基づく金銭の支払いを受けるべき金額に対して支払期日の翌日から完済するまで法定利率の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第14条 本契約の締結に要する費用および本契約に基づく甲の負担とします。

第15条 本契約の更新または終了

第15条 甲は、リース期間の満了に際し、乙が別途提示する条件において、次の各号のいずれかを選択することができます。
（1）本契約を終了し、物件を取替へと交換する（以下「取替え」といいます）。（2）本契約を第1年間更新する（以下「再urus」といいます）。（3）本契約を終了し、物件を乙から買取る（以下「買取り」といいます）。（4）本契約を終了し、物件を第16条に基づき乙に返却する（以下「返還」といいます）。

乙は、甲に対し、リース期間満了の3ヶ月前までに前項の契約条件を書面により甲に提示します。
甲は、取替え、再リース、買取りまたは返還のいずれかを選択し、リース期間満了の1ヶ月前までに乙に対して書面でその旨を通知するものとします。

また、再リース契約の更新は1回を上限とします。(6)甲は、途中解約する場合は、再リース契約を一部返還を受けることがあります。本契約と同条件とします。(7)前各号以外の条件は、本契約と同条件とします。

6 甲は、第1項各号に規定する取巻え、再リースまたは返還を選択した場合、乙は、甲が買取りを選択したときの手続きを行なうことをしない場合、乙は、甲が買取りを選びたときの手続きを述べません。

第16条 甲は、本契約がリース期間もしくは再リース期間の満了または解除により終了したときは、直ちに乙の指定する場所に甲の責任と負担で返還するものとします。

12 甲は、物件の返還が遅れた場合で乙が請求するときは、返還完了までの遅延日数に応じて月額リース料相当額を損害金とし、甲は、本契約の規定に従うものとします。

13 甲は、甲が物件の返還を遅延した場合には、乙を負担とし、甲が物件を設置先住所から引き揚げることを承諾します。

14 第1項にかかるば 田が乙の費用を負て物件の搬入を行なう場合は、甲の費用は甲の負担とします。

第17条 甲または連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む)の申込日において、自らおよびそれの役員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって(1)暴力団(2)暴力団員およそこれらと関係法命令等に従い甲の責任と費用負担により直ちに廃棄を証する書面を乙に提出します。

(3)暴力団 (4)暴力団構成員 (5)総会屋 (6)社会運動等 (7)特殊知能暴力集団等 (8)その他の者

(5)その他前各号に準ずる行為
甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、第1項各号のいづれかに該当する行為
乙は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が、もしくは前項各号のいづれかに該当し、通知のみで本契約を失効させること、または乙の業務を妨害する行為

(連帯保証人) 第12条第1項に規定する連帯保証人は、本契約に基づく甲の乙に対する次の各責任を負うものとします。
（1）第4条第1項に規定するリース料および第4条第2項の消費税等相当額の全部
（2）第12条第1項に規定する損害金
（3）第13条に規定する遅延損害金
（4）第16条第2項に規定する実際に要した引き揚げ料
（5）第16条第3項に規定する損害金
（6）第16条第4項に規定する費用。ただし10万円を上限とする。

2 乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。

3. 適用、甲が主たる債務以外に負担している債務の履行状況、および甲が主たる債務の有無を問うては、その旨お問い合わせください。4. 甲は、乙に対する情報の提供について、乙が連帯保証人に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

(合意管轄) 第19条 甲および連帯保証人は、本契約に係る争いについては、訴訟額のいかんにかかわらず、甲もしくは連帯保証人の住所地または裁判所と申すのは本店を管轄する簡易裁判所とし、且つは地方裁判所を管轄する簡易裁判所とし、且つは地方裁判所を管轄する簡易裁判所とします。

（通知の効力）
第20条 乙が本契約に関する書面（第12条第2項の通知含む）であつて、本契約書面に受取人（甲もしくは連帯保証人の住所または第11条により通知を受取した書面）に差し出した場合は通常到達するものとみなします。甲および損害または不利益を及ぼすことを認めたときは、甲はこの書面の不着または延着により生じた損害を主張することができません。

(本約款の改定) 第21条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他、第458条の4の規定に基づき改定されなければならない旨および改定後の内容等に、その効力発生時期が到来するまでに、当社より周知します。

そその他の事情により本契約の履行が困難と判断した場合は、
本契約一部または全部を停止または終了する
ことがあります。この場合には、停止または終了する
ことができるものとします。この場合、停止または終了する
場合には、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページなどのインターネット、その他適切な方法により開知します。